5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

第六編中第百十四条の次に次の一条を加える。

（委員会に対する不服申立て）

第百十四条の二　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第百六条第三項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第二条　電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第二条第一項第七号を次のように改める。

七　電力量調整供給　次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。

イ　発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者　当該発電用の電気工作物の発電に係る電気

ロ　特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）を行う事業を営む者　特定卸供給に係る電気（イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。）

第二条第一項第八号及び第二項第二号、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十三条第一項第一号及び第二号並びに第二十七条の十二中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

第三十五条第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第五十二条の見出しを「（溶接事業者検査）」に改め、同条第二項中「（以下「溶接事業者検査」という。）」を削り、同条第三項から第五項までを削る。

第五十五条第一項中「特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる電気工作物（以下この条において「特定電気工作物」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの

二　電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であつて主務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第五章の章名を次のように改める。

第五章　電力・ガス取引監視等委員会

第六十六条の二第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条第二項中「法律」の下に「、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及び熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）」を加える。

第六十七条中「、第五十二条第三項」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六十八条中「、第五十二条第三項」を削る。

第六十九条第一項第二号中「、第五十二条第三項」を削り、同条第二項中「、五十二条第三項」を削り、同項に次の一号を加える。

四　登録を受けた者が安全管理審査を行う事業所の所在地

第七十条第一項及び第七十一条第一項中「、第五十二条第三項」を削る。

第七十二条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条中「登録安全管理審査機関は、」の下に「その名称又は」を加える。

第七十五条第二項中「、溶接事業者検査」を削る。

第七十八条各号列記以外の部分中「、第五十二条第三項又は」を「若しくは」に改め、同条第一号中「第五十二条第五項又は」を削り、同条第五号中「、第五十二条第三項」を削る。

第八十条第一項中「、第五十二条第三項」を削る。

第九十六条中「、溶接事業者検査」を削る。

第百十二条の二第二号及び第百二十条第八号中「、第五十二条第三項」を削る。

第三条　電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　一般担保（第二十七条の三十）　第七節　特定供給（第二十七条の三十一）」を「第六節　特定供給（第二十七条の三十）」に、「第八節」を「第七節」に、「第九節」を「第八節」に改める。

第二条第一項第八号イ中「次項第二号、第十七条及び第二十条において」を「以下」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　商号及び住所

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第六条第二項第三号において同じ。）の氏名

第六条第二項第二号を次のように改める。

二　商号及び住所

第六条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　取締役の氏名

第六条の次に次の一条を加える。

（機関）

第六条の二　一般送配電事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一　取締役会

二　監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）

第八条第一項中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「第六条第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に改め、同条第二項中「若しくは第三号」を「から第四号まで」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

第十条の見出し中「法人の合併及び分割」を「合併及び会社分割」に改め、同条第二項中「たる法人」を削り、「分割」を「会社分割」に、「次条第一項」を「次条」に改める。

第十一条第一項中「相続」を削り、「分割」を「会社分割」に、「者又は相続人」を「株式会社又は」に、「法人」を「株式会社」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の見出し中「法人の」を削り、同条第二項中「たる法人の解散の決議又は総社員の同意」を「の解散についての株主総会の決議」に改め、同条第三項中「法人」を「一般送配電事業者」に改める。